

この用紙は県への申請時に必ず添付してください。

最新規制適合車等購入資金 申請チェックリスト

申請事業者名を記載してください。
欄にチェックをいれて確認してください。

1 現有車両（解体廃車予定事業用車両）について

- * 事業用は緑ナンバーに限らず、事業に要するものです。
事業者が金融機関に申請する時点で、解体廃車していませんか。
（解体廃車手続きは、融資決定 新車購入の前後に行ってください。）
車検証に記載されている所有者は、融資申請者と同じですか。
（融資申請時に車検証の有効期間満了日が過ぎている場合は、切れる以前から事業者の所有ですか。）

2 購入予定車両（事業用）について

- 事業者が金融機関に申請する時点で、すでに新車登録されていませんか。
（新車登録は、融資決定後に行ってください。）
新車の車両総重量は、解体廃車予定車両の車両総重量と同等以下ですか。
（新車の車両総重量が大幅に増える場合では、融資対象にならないことがあります。
また、増加する場合でも融資対象になる場合もありますので、ご不明の際はお問い合わせください。）

3 融資申請額

- 融資申請額は、（車両本体 + 架装・付属品等） + それに係る消費税 以下になっていますか。
（登録諸費用、自動車取得税等は対象になりません。）

4 添付書類についてチェックしてください。

- 兵庫県地球環境保全資金融資申込書の送付について（様式2号）
- 兵庫県地球環境保全資金融資申込書（様式第8号）
 - 金融機関受付欄に押印されていますか。
- 誓約書（様式第9号）
- 信用保証協会委託申込書（「個人情報取り扱いについて」の同意書添付）・委託契約書・信用保証依頼書 いずれも信用保証協会の指定様式です。
- 購入自動車のカタログと諸元表（購入車両がわかるように付箋等で明示してください。）
- 購入予定車両の見積書（発行ディーラー等の社印、代表者印等が押印されていますか。）
- 事業場等の平面図（車庫等の配置図を含む）
- 事業場等の付近見取り図（住宅地図の写しでも可）
- 駐車場を事業地以外の場所で設置している場合はその地図等。また駐車場を借りている場合は、賃貸借契約書の写し
- 解体廃車する車両の自動車検査証(写)
- 事業の許認可証の写し

5 注意

1～4のチェック欄は、重要な事項のみを挙げたものです。この事項を満たしている場合でも、他の要件を満たさないことにより、県の融資あっせんができないことがあります。

問い合わせ先 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課大気班
電話078-341-7711（内線3371）